

宮崎県シンボルキャラクター使用要項

(目的)

第1条 この要項は、「宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」(別図1。以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、宮崎県(以下「県」という。)に属する。

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合その他宮崎県知事(以下「知事」という。)が別に定める場合を除き、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、次条第2項後段の規定により申請を行う場合は、第1号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が確認できる資料
- (2) キャラクターの使用状況が確認できる完成見本等
- (3) その他知事が必要と認める書類

(使用の許可)

第4条 知事は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が宮崎の魅力について県内外への情報発信に寄与すると認めるときは、使用の許可(以下「使用許可」という。)をすることができる。この場合において、知事は必要があると認めるときは、キャラクターの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 許可期間は、許可日から3年以内とする。3年を超えて使用予定がある場合は、前条の規定により改めて申請を行わなければならない。

3 知事は、使用申請の内容を審査の上、使用申請の審査結果通知書(別記様式第2号)を申請者へ交付する。

(使用許可の制限)

第5条 知事は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用申請を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、県を除く法人等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合。ただし、第4条第1項前段の規定に該当するときは、この限りでない。
- (5) 特定の政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122

号) 第2条に定める営業を行う者が使用する場合

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (8) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (10) キャラクターを著しく変形していると認められる場合
- (11) その他キャラクターの使用が適当でないと認められる場合

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料については、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の使用品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、「宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」」の表記及び許可番号(みやざき犬使用許可第〇号)を、その商品、包装等に明示すること。
- (5) 使用物件の販売を予定する使用者は、毎年4月末日までに使用物件の販売実績についての報告書(別記様式第2号の2)を提出しなければならない。

(許可内容の変更等)

第8条 使用者が使用許可の内容について追加又は変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 知事は、前項の変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、変更申請の審査結果書(別記様式第4号)を変更申請者へ交付する。
- 3 第1項の規定により定める軽微な変更の範囲は、別に定めるとおりとする。
- 4 使用者は、許可された物件の使用を中止する場合は、県に宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」使用中止届出書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可(前条の追加又は変更の許可があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取消の日からキャラクターを使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの要項に違反した場合
- (2) 使用者が第4条第1項の知事が使用許可に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 知事は、使用者にキャラクターの使用状況について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 知事の使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占してキャラクターを使用する権利を付与するものではない。

2 知事の使用許可は、キャラクターを使用している物件等について県の推奨や品質保証を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 県は、この要項による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 県は、キャラクターの使用を許可したことによる損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償する。

(事務)

第13条 この要項に関する事務は、宮崎県商工観光労働部観光経済交流局オールみやざき営業課が行う。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年1月13日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月19日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年9月5日から施行する。

別図1

宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」

